

令和 6 年度三原市任期付職員採用資格試験要項

令和 7 年 2 月 17 日

三原市試験委員会

試験日	令和7年3月9日(日)
申込受付期間	令和7年2月18日(火)～令和7年3月7日(金) 12時まで
採用予定日	令和7年4月1日(火)

★ 三原市職員採用資格試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められ、経費は市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした人は必ず受験するようお願いします。

- 1 採用試験合格者は「任期付職員採用候補者名簿」に登載されます。
- 2 名簿登載期間は、1年間（令和8年3月31日まで）です。
- 3 勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）は、正規の職員と同等です。

1 試験職種・採用予定人数及び応募資格

試験職種	採用予定人数	応募資格	任用期間
A 土木技術職 (任期付職員)	若干名	土木技術(設計・施工管理)に係る民間企業等での職務経験が令和7年3月31日時点で通算して5年以上ある人（年齢不問）	1年※

※業務の進捗等により、採用の日から3年以内の範囲で任期を更新する場合があります。

【注意事項】

- (1) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用される資格を取り消すことがあります。
- (2) A土木技術職の応募資格「土木技術に係る民間企業等での職務経験」として通算する期間には、会社員、公務員、各種法人職員、自営業者等として、2年以上継続して勤務（週当たりの勤務時間が、平均29時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。ただし、在学中の期間及び連続して1か月を超えて勤務等に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は除きます。また、同一期間内に複数の経験が重複する場合は、いずれか一方に限ります。最終合格後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。
なお、職歴証明書等を提出できない場合や、通算して5年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 次に該当する人は受験できません。
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- イ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 日本国籍を有しない「永住者」及び「特別永住者」の人も受験できます。
- ただし、日本国籍を有しない人で、永住者又は特別永住者の在留資格あるいは日本国籍を取得見込みの人は、令和7年3月までに取得できない場合、採用される資格を失います。

2 申込手続等

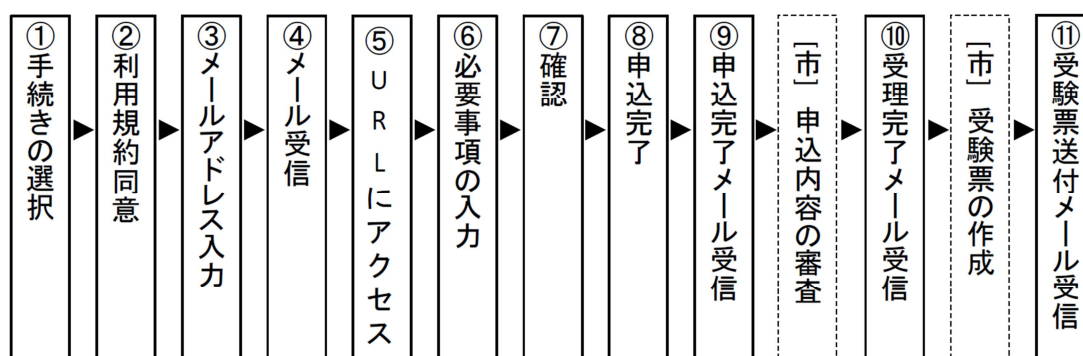
(1) 申込方法

この試験での申し込みは、三原市電子申請システムを利用してください。

■電子申請システムへのアクセス

URL:https://apply.e-tumo.jp/city-mihara-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay

■手続きフロー図（利用者登録せずに申し込む場合）



※利用者登録を行い、ログインして手続きする場合、上記③～⑤までが省略されます。

【申込みにあたっての注意事項】

ア 入力する内容は次のとおりです。あらかじめ入力内容を準備しておくとしスムーズです。

申込者情報	氏名/生年月日/性別(任意)/郵便番号/住所/電話番号/メールアドレス/顔写真
学歴情報	中学校以降から最終学歴まで。校名/在籍期間
職歴情報	職歴がある人のみ。社名/所在地/職務内容/在職期間
資格免許	取得(見込)年月、資格免許の写し

イ A土木技術職の申込者は、申し込み時に「職務経歴書」を添付してください。所定の様式を市ホームページからダウンロードし、必要事項を入力したファイルを電子申請システム申込ページにアップロードしてください。

ウ 車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。

エ 電子申請システムからの申し込みを原則としますが、特別な事情により電子申請システムの利用ができない場合は総務部職員課（電話：0848-67-6025）までお問合せください。

(2) 申込受付期間

令和7年2月18日(火)8時30分から令和7年3月7日(金)12時00分までです。

受付期間中は、24時間いつでも申し込みできます。（一時的にシステムメンテナンスを

行う場合があります。)

期間内に申込完了(申込完了メールの受信)したものを有効とします。機器トラブル、通信障害、締め切り直前の混雑等、いかなる理由があっても期間を過ぎたものは受付いたしませんので、時間に余裕をもってお申込みください。

申込み後、内容不備による修正を求めることがあります。

(3) 照会等

受験手続、その他この試験に関することについては、総務部職員課(電話：0848-67-6025)に問い合わせてください。

(4) 受験票の印刷

受験票は、電子申請システムからダウンロードし、A4サイズでカラー印刷し、試験当日に必ず持参してください。

受験票のダウンロード可能開始日は、電子申請システムから送信する「受験票送付メール」にて御案内します。(3月7日(金)15時までに送信予定)

受験票送付メールが届いたら、電子申請システムの「申込内容照会」画面から、申込完了時に付与された「整理番号」及び「パスワード」によりログインし、受験票を取得してください。

3月7日(金)15時になっても受験票送付メールが届かない場合は、申込完了時の「整理番号」をお手元にご準備のうえ、17時までに総務部職員課(電話：0848-67-6025、電子メール：shokuin@city.mihara.hiroshima.jp)までご連絡ください。

【注意事項】

(1) 必要に応じて、別途書類を求める場合があります。なお、提出された書類は、返却しません。

(2) 申込後、受験を辞退する場合は、3月7日(金)12時までに、下記のURLへアクセス又は二次元コードを読み取り、辞退届を提出してください。

【職員採用資格試験辞退届へのアクセス】

URL：<https://logoform.jp/form/UQ6D/906269>



(3) 上記(2)の期限後であっても、受験を辞退する場合は、上記(2)により辞退届を提出又は総務部職員課(電話：0848-67-6025 電子メール：shokuin@city.mihara.hiroshima.jp)へ連絡してください。

3 試験の内容

試験は第一次試験のみとし、次のとおり行います。

(1) A土木技術職

試験科目	内 容	試験時間
面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—

4 試験日時・場所及び合格発表

日 時	場 所	合 格 発 表
令和7年3月9日(日)	三原市役所	3月中・下旬予定

(注意) ※1 周辺商業施設の駐車場への受験関係者の駐車を禁止とします。

※2 合格発表は、三原市役所1階掲示場に掲示するほか、ホームページへの掲載及び個別通知を行います。

5 試験成績開示請求

- (1) 試験成績は、個人情報保護に関する法律第69条に基づき、受験者本人に限り開示請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。
- (2) 試験成績開示請求対象者は、各試験の不合格者です。(各試験において、すべての科目を受験した人に限ります。)
- (3) 開示内容は、各試験の「科目別(筆記・面接別)得点」、「総合得点」、「順位」、「最低合格点」を開示します。
- (4) 各試験合格発表の日から3か月以内に、次のURLへアクセス又は二次元コードを読み取り、試験成績を開示請求してください。申請にあたっては、「本人確認ができる書類(運転免許証等)」を添付して申請してください。

【試験成績開示請求へのアクセス】

URL : <https://logoform.jp/form/UQ6D/594355>



6 採用等

- (1) 任期付職員合格者は、「任期付職員採用候補者名簿」に登載されます。
- (2) 採用候補者名簿登載者には、次の書類を後日提出していただきます。
 - ア 最終学校の卒業証明書
 - イ 健康診断書(所定の用紙により受診したもの。合格発表後に配付)
 - ウ 職歴証明書(職歴がある方のみ)
- (3) 採用後は、市長事務部局等の各課に配属されます。採用はすべて条件付で、原則として採用から6か月間を良好に勤務したとき、任期付職員として正式採用となります。

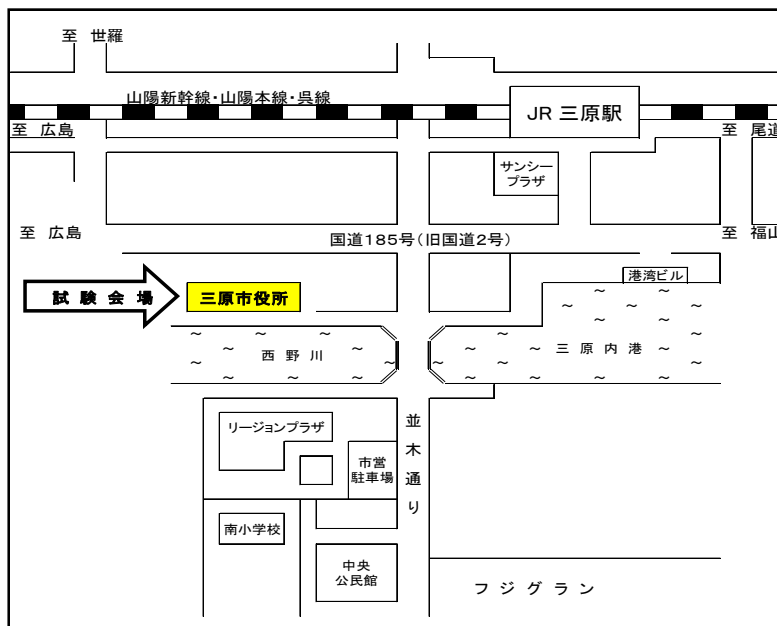
7 給与・勤務条件等

給料(月額)の目安 ※経験年数等によって一定 額の調整があります。	高卒・民間経験 5 年	232,368 円 (地域手当 3%含む)
	大卒・民間経験 5 年	248,642 円 (地域手当 3%含む)
	大卒・民間経験 20 年	263,371 円 (地域手当 3%含む)
各種手当	期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、地域手当、 時間外勤務手当、退職手当	
勤務時間	勤務時間は原則として 1 日 7 時間 45 分、1 週平均 38 時間 45 分です。	
休暇	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、年次有給休暇	
	特別休暇 (夏季休暇、結婚休暇、忌引ほか)	
社会保険等	市町村職員共済組合保険制度	
健康管理	定期健康診断、公務災害補償	

8 その他

任期付職員への採用は、正規の職員の採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。

※試験会場案内図



三原市がめざす将来像

行きたい 住みたい つながりたい

世界へはばたく 瀬戸内元気都市みはら

求められる職員像

- ★市民とともに、行動する職員
- ★行政のプロとして、信頼が得られる職員
- ★新たな課題に挑戦する職員
- ★経営感覚を持つ職員
- ★自らを律し、成長し続ける職員

参考：日本国籍を有しない職員の任用原則

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、三原市では外国籍の職員は次の業務及び公の意思の形成に参画する職に就くことができません。

- 1 公権力の行使に当たる業務
 - (1) 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
 - (2) 市民に義務又は負担を一方的に課することとなる業務
 - (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務
- 2 公の意思の形成に参画する職

本市の行政について企画立案決定等に関与することで、専決権を有する職（ライン職）の課長以上の職が該当します。